

府中町週休2日適用工事等試行要領

令和7年4月1日制 定

令和7年6月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、府中町が発注する建設工事（営繕工事を除く。）において、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日適用工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

（1）週休2日適用工事

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態（週単位）をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月単位で4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。なお、4週間を満たさない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

オ 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

カ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

（ア） 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

（イ） 工場製作のみが行われている期間

（ウ） 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責に

よらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(2) 週休2日交替制適用工事

ア 完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間（平均休日日数の割合が2日/7日）以上の休日を確保したと認められる状態（週単位）をいう。

イ 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合が8日/28日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

エ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。なお、4週間を満たさない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の休日確保を行ったと認められる場合に月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。

オ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。

カ 平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）とは、対象となる技術者及び技能労働者ごとの休日日数の割合を平均した値をいう。

キ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

（ア）工事製作のみが行われている期間

（イ）工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

ク 実際の作業はなくても、現場へ出る体制を確保している日（待機日）は、休日としない。ただし、自宅待機は休日とする。

3 対象工事

次に該当する建設工事を対象とする。ただし、災害時等の緊急対応工事は除く。

なお、対象期間が著しく短い建設工事は、対象外とすることができる。

(1) 週休2日

原則、現場閉所が可能な全ての建設工事を対象とする。

(2) 週休2日交替制

現場閉所が困難な全ての建設工事を対象とする。なお、現場閉所が困難な例は次のとおり。

- ア 緊急性が高い工事等、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な建設工事
- イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な建設工事

4 発注方式

（１）発注者指定型

発注者が週休２日に取り組むことを指定する方式

（２）受注者希望型

受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

請負対象設計金額が３億円以上の建設工事は、完全週休２日（土日）、完全週休２日交替制（以下これらを「完全週休２日」という。）、月単位の週休２日又は週休２日交替制で実施するものとし、それ以外の建設工事については、原則、月単位の週休２日又は週休２日交替制で実施するものとする。

なお、完全週休２日の取組を達成できなかった場合は、月単位の取組を実施し、月単位の取組を達成できなかった場合は、原則、通期の取組を実施すること。

5 実施方法

（１）週休２日適用工事

- ア 受注者は、受注者希望型において週休２日適用工事を実施する場合、契約後速やかに工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。

なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

- イ 受注者は、工事着手までに週休２日取得が確認できる様式１「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

- ウ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月７日までに監督職員に提出するものとする。

る。

エ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

オ 受注者は、完全週休2日又は月単位の週休2日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

カ 受注者は、監督職員と協議した上で、週休2日交替制へ変更することができる。

(2) 週休2日交替制適用工事

ア 受注者は、受注者希望型において週休2日交替制適用工事を実施する場合、契約後速やかに、工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。

なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

イ 受注者は、工事着手までに施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

ウ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

エ 週休2日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

オ 受注者は、完全週休2日又は月単位の週休2日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

6 経費等の補正

(1) 週休2日適用工事

週休2日適用工事の場合は、「各経費の補正係数」、別紙「市場単価の補正係数」及び「土木工事標準単価の補正係数」をそれぞれ乗じるものとする。

変更契約時において、経費の補正を行うものとする。

なお、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数で変更するものとし、月単位の4週8休が未達成の場合は、経費等の補正は行わない。

(2) 週休2日交替制適用工事

週休2日交替制適用工事の場合は、「各経費の補正係数」、別紙「市場単価の補正係数」及び「土木工事標準単価の補正係数」をそれぞれ乗じるものとする。

変更契約時において、経費の補正を行うものとする。

なお、完全週休2日交代制が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数で変更するものとし、月単位の4週8休が未達成の場合は、経費等の補正は行わない。

各経費の補正係数

週休2日	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
<u>完全週休2日（土・日）</u> <u>（週単位）</u> 現場閉所率28.5% （2日／7日）以上	1.02	—	1.02	1.03
<u>月単位（4週8休以上）</u> 現場閉所率28.5% （8日／28日）以上	1.02	—	1.01	1.02
<u>通期（4週8休以上）</u> 現場閉所率28.5% （8日／28日）以上	—	—	—	—
週休2日交替制	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
<u>完全週休2日（土・日）</u> <u>（週単位）</u> 現場閉所率28.5% （2日／7日）以上	1.02	—	—	1.03
<u>月単位（4週8休以上）</u> 現場閉所率28.5% （8日／28日）以上	1.02	—	—	1.02
<u>通期（4週8休以上）</u> 現場閉所率28.5% （8日／28日）以上	—	—	—	—

7 工事成績評定

工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で評価するものとする。

なお、週休2日を実施できなかった場合でも、工事成績評定は減点しない。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ、受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

別紙 市場単価の補正係数（週休２日適用工事（土木工事））

名称	区分	補正係数			
		週休２日		週休２日交替制	
		月単位	完全 週休２日 (土日) (週単位)	月単位	完全 週休２日 (土日) (週単位)
鉄筋工		１．０２	１．０２	１．０２	１．０２
ガス圧接工		１．０１	１．０１	１．０１	１．０１
インターロッキング ブロック工	設置	１．０１	１．０１	１．０１	１．０１
	撤去	１．０２	１．０２	１．０２	１．０２
防護柵設置工（ガー ドレール）	設置	１．００	１．００	１．００	１．００
	撤去	１．０２	１．０２	１．０２	１．０２
防護柵設置工（ガー ドパイプ）	設置	１．００	１．００	１．００	１．００
	撤去	１．０２	１．０２	１．０２	１．０２
防護柵設置工（横 断・転落防止柵）	設置	１．０２	１．０２	１．０２	１．０２
	撤去	１．０２	１．０２	１．０２	１．０２
防護柵設置工（落石 防護柵）		１．０１	１．０１	１．０１	１．０１
防護柵設置工（落石 防止網）		１．０１	１．０１	１．０１	１．０１
道路標識設置工	設置	１．００	１．００	１．００	１．００
	撤去 ・ 移設	１．０１	１．０１	１．０１	１．０１
道路付属物設置工	設置	１．０１	１．０１	１．０１	１．０１
	撤去	１．０２	１．０２	１．０２	１．０２
法面工		１．０１	１．０１	１．０１	１．０１
吹付砕工		１．０１	１．０１	１．０１	１．０１
鉄筋挿入工(ロック ボルト工)		１．０１	１．０１	１．０１	１．０１
道路植栽工		１．０２	１．０２	１．０２	１．０２
公園植栽工		１．０２	１．０２	１．０２	１．０２

橋梁用伸縮継手袋設置工		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1
橋梁用埋設型伸縮継手袋設置工		1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2
橋面防水工		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1
薄層カラー舗装工		1. 0 0	1. 0 0	1. 0 0	1. 0 0
グルーピング工		1. 0 0	1. 0 0	1. 0 0	1. 0 0
軟弱地盤処理工		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1

市場単価の補正係数（週休２日適用工事（下水道工事））

名称	規格・仕様	補正係数			
		週休２日		週休２日交替制	
		月単位	完全週休２日 (土日) (週単位)	月単位	完全週休２日 (土日) (週単位)
硬質塩化ビニル管設置工		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1
砂基礎工	人力施工	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2
	機械施工	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2
砕石基礎工	人力施工	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2
	機械施工	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2
組立マンホール設置工		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1
小型マンホール工		1. 0 0	1. 0 0	1. 0 0	1. 0 0

取付管及びます設置工	ます設置工	1. 0 0	1. 0 0	1. 0 0	1. 0 0
	取付管 布設及び支管 取付工	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1

土木工事標準単価の補正係数（土木工事）

名称	規格 ・ 仕様	補正係数			
		週休 2 日		週休 2 日交替制	
		月単位	完全 週休 2 日 (土日) (週単位)	月単位	完全 週休 2 日 (土日) (週単位)
区画線工		1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2
高視認性区画線工		1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2
橋梁塗装工		1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1
構造物とりこわし工	機械	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1	1. 0 1
	人力	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2
コンクリートブロック積工		1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2
排水構造物工		1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2